

議案第101号

墨田区監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月25日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区監査委員に関する条例の一部を改正する条例

墨田区監査委員に関する条例（昭和39年墨田区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法令その他別に」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定するもの並びに別に条例で」に改める。

第2条の見出し中「定数」を「構成」に改め、同条中「定数は、3人」を「構成は、次のとおり」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 識見を有する者のうちから選任する監査委員 3人
- (2) 議員のうちから選任する監査委員 1人

2 前項第1号に掲げる監査委員のうち1人は、常勤とする。

第3条中「速やかに」を「あらかじめ」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第4条を次のように改める。

（公表の方法）

第4条 監査委員が行う公表は、墨田区告示式（昭和51年墨田区告示第25号）の例による。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

区の人口が25万人以上となったことにより、監査委員の定数が4人となることに伴い、監査委員の構成を明確化するとともに、識見を有する者のうち常勤の監査委員を1人置くほか、所要の規定整備をする必要がある。